

第162回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和3年3月24日（水）9:56～11:20

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統
括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調
査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第145号の答申「作物統計調査の変更について」
- （2）諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」
- （3）諮問第150号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）その他

5 議事概要

- （1）諮問第145号の答申「作物統計調査の変更について」

川崎産業統計部会長から資料1-1に基づき、説明が行われ、諮問第145号の
答申「作物統計調査の変更について」（案）が了承された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・災害統計については、農作物以外に関する被害の状況は、内閣府など各府省の管轄であり、データは、各省ごとにまとめられている。災害被害の情報を一括して集めて提供する工夫が必要ではないか。後世に対する記録が不十分ではないか。
- 災害は不定期に発生し、その態様も様々なので、被害状況の把握は、災害の発生の都度、アドホックな対応が求められ、調査員が調査票で調べる統計調査と異なる部分がある。このため、諮問・答申の形で行っている統計調査に関する議論の中で同列に論じない方がよいと思う。統計委員会の立場として言うことか分から

ないが、災害の被害に関するデータの一元的な保存は大切であるが、統計調査に依存しないような形で考えていければと思う。

- ・中止となる被害調査は体系的に整理されていると思うが、行政データは、パワーポイントの資料が多く、公表の形式は作成者に依存するため、データを体系的に収集することが困難である。横断的に閲覧・比較できるような工夫がほしい。統計ではないデータについても、統計的に災害被害に関するデータを積み上げ、後世にその災害の被害規模等が分かるような横断的な資料が必要であり、今のうちに、方策を考えていくべきと考える。
- 今回の諮問案件や統計審査の枠を超えるが、今回の審議に関連して災害被害の全体像が、どのように把握されているかインターネットで確認してみた。日本における災害の被害把握は、包括的には災害対策基本法を根拠としている。同法第51条において情報の収集及び伝達について規定されているが、それとともに、都道府県や市町村は同法に基づき、地域防災計画を策定することとなっている。その中で、情報の収集及び伝達についても定めることとされており、分野・内容ごとの根拠法令等に基づき、自治体ごとに情報を収集し、国に報告することになっているが、災害に関する情報は、非常に多岐にわたっている。
- ・作柄概況調査については、作柄の情報のみではなく、予測に用いた天候の要因等もセットで提供することで、事後に定量分析できるようにすることも被害状況を確認する一つの方法と思われる。一点確認であるが、今回の審議結果として、9月の作柄概況調査については、予想収穫量調査に変更されたという理解で良いか。また、予測手法に用いている衛星情報データの扱い方が地域ごとの時系列データしか使われておらず、パネルで分析した方がよいのではないか。
- 9月の作柄概況調査の取扱いについては、御理解のとおりである。衛星情報データの扱いについては、今後、御相談させていただきたい。
- ・作物統計調査の今回の変更は、他の情報を活用することによる調査の効率化や、利活用の変化を踏まえた見直しなどの観点から行われているものであるが、統計調査において大事なことは、必要とされるデータを、安定的に把握・提供するとともに、事後的な分析も可能となるよう、情報を蓄積していくことだと思う。今回の変更により、調査の一部について行政情報記録などに委ねる部分もあるが、様々な農産物の生産状況を把握し、衣食住の「食」に関する基本的な情報を提供する重要な統計調査であり、今後とも必要な改善を続けていきたい。

(2) 諮問第149号「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」

総務省から資料2-1に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会、サービス統計・企業統計部会の合同部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・意欲的な取組であり、頑張ってもらいたい。推計個票の作成作業について具体的に説明いただきたい。売上高下位2割の企業は調査せず、推計個票を作成するということだが、調査を行う上位8割と下位2割とでは、企業の特徴が大きく異なる可能性があり、単に調査した数字を膨らませるだけでは実態と乖離する可能性がある。その点、どのような検討を行っているのか。
- 伸び率補完に近い、前回の数字に伸び率を掛けて推計するというイメージで御理

解いただきたい。

- ・全産業化により追加される約7万企業のうち、建設業が約6万2,000企業と8割以上を占める。建設業は中小企業の割合が多いため、負担感を考慮していただきたい。その点、調査事項の追加は最低限とするところがあるが、今回新たに農林業、鉱業、建設業等に属する法人を調査対象範囲に追加する効果は何か。
- 建設業を例にとると、建設業のほかにサービス業である建築設計業を相当のボリュームで行っている企業もあることが考えられる。そのような企業を本調査の調査対象とすることで、これまで把握できていなかった我が国のサービス業の付加価値の全体像が把握できるようになるということが考えられる。
- ・農林業については、農林業センサスが5年に一度行われているが、追加して経済構造実態調査の回答も必要になるということか。
- 現状でも、農業法人の方には、経済センサス - 活動調査と農林業センサスに回答いただいております。経済センサス - 活動調査の調査年以外の年に、経済構造実態調査の御協力をお願いするということ。
- ・コロナ禍で企業の利息の支払いが増加していることも懸念される。他の公的統計調査において把握できているのであればよいが、今回支払利息等を廃止する理由を改めて教えていただきたい。
- 経済構造実態調査の調査結果は、実測又は経済センサス - 活動調査のデータを用いた推計を行って集計しているが、支払利息等については、令和3年経済センサス - 活動調査の調査事項ではなく、推計できないことから、今回廃止としている。
- ・こうした調査結果は、最終的には国民経済計算に使う。国民経済計算での付加価値の算出には支払利息等を用いず、別の方法で推計するので廃止する、ということだと思うが、個々の企業の付加価値を考える際に、支払利息等は本来欠かせない。法人企業統計調査では調査項目としてあるが、別の視点からの付加価値のチェックという意味でも、本当は残していただくと有り難い。

(3) 諮問第150号「疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について」

総務省から資料3-1から資料3-4までに基づき、説明が行われた。本件は論点が限られていることから、統計基準部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・これまでも既に新型コロナウイルスによる死者数等が公表されてきたところだが、今後、人口動態統計で公表される今般の改定後の分類を用いた結果表章は、これまでに公表された新型コロナウイルスによる死者の定義等と同じものか。仮に違う場合は、一般の統計利用者等が見ても分かるように説明が必要である。
 - 人口動態統計についていえば、これまで新型コロナウイルス関連の死者は同様のコード番号で集計されている。今般の改定により当該コード番号に「コロナウイルス感染症 2019」という名称が付いて表章されることになるので、統計の継続性はとれていると考える。
- また、これまでに新型コロナウイルス感染症対策本部が公表してきた死者数に

は、例えば、新型コロナウイルスに罹患した方が他の病気等が原因で亡くなった場合も含まれるため、この点、原死因で判断される人口動態とは定義が異なる。委員の御指摘の統計利用者にとって分かりやすいものになるようにという点については留意したい。

- ・当該分類を用いて表章される統計には人口動態のほか、どのようなものがあるか。それらの統計でも今般の改定で設定される「コロナウイルス感染症」の分類が用いられるか。
- 例えば、厚生労働省の患者調査や法務省の矯正統計等において疾病、傷害及び死因の統計分類が用いられていると聞いているが、実際に表章される際には、下位の分類項目を統合して表章する等のこともあるため、今般の改定で設定した分類が使われるかは一概には言えない。
- ・今回の改定では、6月から施行とのことであるが、それ以降に作成される年計等について、年の途中で分類が変更されることによる支障はないか。
- 人口動態統計については、9月公表予定の令和2年の確定数でも当該分類を用いており、今回の改定は、U07.1等のコードを新型コロナウイルスに係る名称等に変更する等のものであるため、特に支障はないと考える。

(4) 部会の審議状況について

宮川国民経済計算体系的整備部会長から資料4に基づき、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・建築物リフォーム・リニューアル調査のQEへの活用について。データの早期提供に関して具体的な前進が見られ、それを踏まえて内閣府と国土交通省において、さらに検討を進めるとのことなので、今後の検討結果についても改めて統計委員会に御報告をお願いしたい。
- ・国民経済計算の改定状況の検証及び第一次統計の活用方法の改善余地に関する検討については、残されていた品目も含めて当面の対応方針が固まった、産業連関表における検討を待つ必要があるために最終的な結論が得られるのはもう少し先、とのこと。シームレス自体は基本計画にもうたわれている重要な考え方なので、総務省、内閣府はもとより、産業連関表に関わる府省はしっかり検討を進めていただきたい。
- ・サービス産業・非営利団体等調査については、SUT体系への移行という大きな目標に向けて、一步一步着実に検討が進められているものと理解。調査設計の細部に関しては専門的な観点はもとより、実務的な観点からも見極めが非常に重要と考えており、そうした点も含めて、引き続き御検討をお願いしたい。
- ・生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会（中間報告③）については、部会として、営業余剰や雇用者報酬に係る試算結果などについて説明を受け、内閣府の研究会における審査結果取りまとめが進められているとのこと。様々な推計上の制約があるかと思うが、今後の取組につながるよう建設的かつ前向きな結論が得られることを期待する。

次回の統計委員会は4月22日（木）午前中に開催予定であり、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>